

シト欲ス、十分御尽力ヲ希フ」という通牒を

発するに至ったわけである。この通牒に応じて、村で決定した実施案は

次のようにある。

一、明治二十六年八月二十日午後第八時ヨリ焚火ヲ始メ、翌二十一日午前三時終止ノコト

一、施行中音響振動ヲ混ズルコト、其種類左ノ如シ

一、鐘、太鼓、調口、空鏡等ヲ以テ鳴動セシムルコト

一、多人數集り大声ヲ發スルコト

右ハ可成高山ニ於テ施行スルヲ要ス。以てその有様を彷彿するに足る。なお夜間にこれをなす理由には、「夕ハ風陸ニ吹キ、朝ハ海ニ向フハ、平常一定順序アルモノナリ。」コ

ノ順序ヲ乱スコトヲ勉メシ。而シテ風ノ麥動時ハ午後八九時、又ハ午前二時頃トス」と

この説がついている。

かは分らない。「シノ成否ニ至リテハ、何人ト雖モ保証スルニアラズ」と郡の通牒に

も見えるから、当局としても疑心暗鬼のあつたことは争えない。けれども、翌二十七年七月に、もう一度これをやろうとしているところからすると、多少とも期待をかけていたことは事実といえる。「人の降雨法実施ニ付、及御協議度件有之候条、本月十四日前第八時當役場へ御出頭相成度」。その時、村役場から部落長へ出された通知である。この協議会の内容を「議案」によつて覗いてみよう。

火スルコト
例ニヨルコト、薪ノ数ハ一戸十把ヅツ位ヲ
標準トス
一、右施行中音響振動ヲ混エルコト昨年ノ
これは、この人工降雨法をやらかしたのは、この村だけではなかつたらしい。おそらく郡下も相当ひろく行われ、またそれによつて、実際の効果を狙つたのであらう。だとすれば、かなりの「壯觀」が想像されてよい。人口雨実施の十八日、朝鮮政府は帝国軍隊の撤退を要求、二十三日、聯合艦隊は佐世保を出発、二十五日には清国海軍も豊山沖で交戦、操江を捕え、高陞号を撃沈した。「大日本帝国」の輝かしいスターは奇しくも九

一

日迄二日間、毎日午後八時ヨリ十一時迄焚

旧版 人 工 雨
(福岡) 内 藤 堯 爾
人て雨は、原子時代になつてのことではないらしい、これは九州のある村の話。明治二十六年のことである。
「空氣ヲ振動シテ降雨アルハ確實ナル道理ニシテ、焚火又ハ音響ヲ以テ空氣ニ振動ヲ起スモ又十分學理ニ通ス」。これは郡役所から「勧業試験場長への問合せに對する返事である。なるこの返事には、(1)富士山では雨をおそれて高声が禁じられる。(2)ラッパを吹いて大雨に遭つた例がある。

若高山で火を焚くと雨が降る、四西南戰争の時には雨が多かつた、(3)長崎で祝砲を発する。これが降る、等の実例を挙げられてゐる。そこで「右ニヨリ焚火ニ加ウルニ音響ヲ以テセバ、アルイハ寒劫ヲ見ルニ至ランカ。ナルベシ」と規模ノ大ナル方ヨロシカルベシ、云々」ということになつて、郡の方も「速カニ実行セ」と

げておく。
一、明治二十七年七月十八日ヨリ同月十九日迄二日間、毎日午後八時ヨリ十一時迄焚